

広報

ふくろい

平成20年

1.1

No.67

人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市

2008

今 月 の 内 容	新年のあいさつ.....	2	男女共同参画/市政Q&A.....	10
	「後期高齢者医療制度」の保険料などをお知らせします.....	4	みんなの広場.....	11
	まちかどトピックス.....	6	情報ボックス.....	12
	病院だより/国保ガイド.....	8	市長の散歩道.....	20
	防災防犯安全ひとくちメモ/エコライフ.....	9		

「おみくじで占う今年の運勢」

油山寺



8年 でとうございいます



袋井市長

原田英之

謹んで新春のお慶びを申し上げます。
市民の皆様には、健やかに新春をお迎えのことと思います。旧年中は市政発展のため、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。

昨年は、「健康チャレンジ!!すまいる運動」の第2期をスタートさせ、「健康マイレージ制度」を導入し、多くの皆様に積極的に取り組んでいただきました。11月20日には、平成5年以来的健康づくりが評価され、「地方自治法施行60周年記念式典」におきまして、総務大臣表彰を受賞いたしました。

本年は、(仮称)地域交流プラザが建築工事に着手するほか、地元の皆様のご理解をいただき、中遠クリーンセンターが笠原の地で新たに稼動するとともに、余熱利用施設につきましても取り組んでまいりたいと思います。若い世代への子育て支援につきましても、妊婦健診の無料化の拡大や袋井北小学校の校舎増築などを進めてまいります。

市民病院につきましては、皆様にご心配やご迷惑をお掛けしておりますが、安心できる医療サービスを提供するため、掛川市・袋井市新病院建設協議会において協議を重ね、一日も早い統合による新病院の建設に向け、取り組んでまいっている所存であります。

これからも引き続き行財政改革に取り組み、市民の皆様と協働して、「人も自然も美しく、活力あふれる 日本一健康文化都市」を目指したまちづくりを進進まいしんしてまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

本年が市民の皆様にとりまして、すばらしい年となりますようお祈り申し上げ、新年のごあいさついたします。

200 あけましておめ



袋井市議会議長

杉井征夫

市民の皆様、明けましておめでとございます。健康で、希望に満ちた新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

さて、新市となり早4年目を迎えます本年は、老朽化した浅羽会館に代わり、南部地域の新たな「交流」と「にぎわい」の拠点となる(仮称)地域交流プラザの建設工事が、いよいよ始まりです。また、次期ごみ処理施設も中遠クリーンセンターとして3月から稼働する予定でありますし、新市の基盤づくりが着実に進められてきております。このまちに生活されている皆様が、住んでよかったですと実感していただけますよう、一生懸命努力を続けてまいる所存であります。

また、昨年末には、掛川市立総合病院との統合による新病院建設の必要性が両市議会で確認され、両市の間で協議会が設立されました。本市議会といたしましては、最大の課題でありますので、袋井市民病院問題特別委員会の中で十分協議させていただきました。一日も早く安定した地域医療が確立されますよう検討をしております。ぜひ皆様も、市民の生命と健康を守る新病院建設に對しまして、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

本年も、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、市民の皆様にとりまして、幸せ多い年でありますようお祈りいたします。年頭のごあいさつといたします。

「後期高齢者医療制度」の保険料などをお知らせします

平成20年4月から、75歳以上の方（65歳以上の一定の障害がある方を含む）を対象として始まる後期高齢者医療制度。その保険料率などが、平成19年11月に行われた静岡県後期高齢者医療広域連合議会で決定しましたのでお知らせします。

☎ 市民課国保年金係 ☎ 44-3113

保険料は「均等割額 + 所得割額」

保険料は、被保険者すべてが同じ額を負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額

+

所得割額 (1)

=

個人の保険料

平成20・21年度の保険料率など（年間）

均等割額	36,000円
所得割率	6・84%
賦課限度額	50万円

保険料率などは、各都道府県の後期高齢者医療広域連合により決定され、2年ごとに見直しが行われます。

(1) 所得割額は、被保険者それぞれの所得（基礎控除後の総所得金額など）に所得割率を掛けた額で算出されます。

保険料の軽減措置

所得の少ない世帯に属する被保険者は、次のように均等割額が軽減されます。

< 均等割額の軽減割合と該当要件 >

世帯の総所得金額	軽減割合
「基礎控除額（33万円）」を超えない場合	7割軽減
「基礎控除額（33万円）+ 24.5万円 × 被保険者数」を超えない場合	5割軽減
「基礎控除額（33万円）+ 35万円 × 被保険者数」を超えない場合	2割軽減

健康保険組合などの被用者保険の被保険者である子どもと同居するなど、被用者保険の被扶養者としてこれまで保険料を負担してこなかった方の保険料は、前年の所得の有無にかかわらず、後期高齢者医療制度に加入した時から2年間は所得割額は賦課されず、5割軽減した均等割額のみとなります（所得の少ない世帯の7割軽減に該当するときは7割軽減）。

ただし、平成20年度の均等割額については、4～9月分は0円、10月～平成21年3月までは9割軽減した額になります。

保険料の例（年額）

夫婦とも後期高齢者医療の被保険者である2人世帯（※2）

1人世帯

世帯主の所得金額(万円)	世帯主の年金収入額(万円)	夫婦の保険料の合計額(円)	軽減の適用	1人世帯の保険料額(円)	軽減の適用
33以下	153以下	21,600	所得割なし、均等割7割軽減	10,800	所得割なし、均等割7割軽減
72.5	192.5	63,000	均等割5割軽減	55,800	均等割2割軽減
83	203	91,800	均等割2割軽減	63,000	
88	208	95,200		軽減なし	73,600
160	280	158,800	122,800		
200	320	186,200	150,200		
250		220,400	184,400		
300		254,600	218,600		
400		323,000	287,000		
500		391,400	355,400		

年金以外の所得がある場合は、所得の合計額で計算してください。

保険料の納付は、世帯ごとではなく、個人ごとになります。

(2) 夫婦とも後期高齢者医療の被保険者である2人世帯で、配偶者の収入は基礎年金で所得が0円の場合の世帯主の所得（年金収入）です。



よくある質問 Q&A

Q? 「後期高齢者医療制度」って何ですか？

A! 後期高齢者医療制度は、現在の老人保健制度にかわる新しい高齢者の医療制度で、75歳以上(65歳以上で一定の障害がある方を含む)を対象とした医療制度です。急速な高齢化が進み、高齢者の医療費が増加しており、今後も安定した医療制度を続けていくために、平成20年4月から始まります。

県内すべての市町が加入する「静岡県後期高齢者医療広域連合」が運営し、各種届け出などの窓口業務や保険料の徴収は、各市町が行います。

Q? 医療機関への受診方法や負担はどのように変わりますか？

A! 平成20年4月1日以降、医療機関にかかる時は、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関の窓口に出してください。

医療機関の窓口で支払う金額(負担割合)は、これまでの老人医療と変わりません。原則として、自己負担割合は1割、現役並み所得者(3)の自己負担割合は3割です。(3)同一世帯に課税所得145万円以上の所得のある人。

Q? 「後期高齢者医療制度」に加入するのは、いつからですか？

A! 現在、老人保健に加入している方は、平成20年4月1日から自動的に後期高齢者医療制度の加入者となります。平成20年4月以降に75歳以上になる方は、75歳の誕生日から自動的に加入することになります。

75歳になった時(誕生日当日から)
65歳以上の方が一定以上の障害の認定を受けた時

Q? 「後期高齢者医療制度」の被保険者証は、いつごろ届きますか？

A! 新しい被保険者証は、平成20年3月に郵送します。これまでの健康保険の被保険者証と老人医療受給者証の代わりに、新しい後期高齢者医療制度の被保険者証を1人1枚交付します。

対象の方には、老人医療受給者証だけでなく、これまで加入していた各種健康保険の被保険者証を返却していただき、後期高齢者医療の被保険者証に切り替えていただきます。

平成20年4月以降に75歳になる方は、誕生日の前に被保険者証を郵送します。

Q? 私たちの保険はどうなりますか？

<例1> A(夫)さん77歳、B(妻)さん70歳で、現在、国民健康保険に加入している場合。

<例2> Cさん75歳で、現在、息子の社会保険の被扶養者の場合。

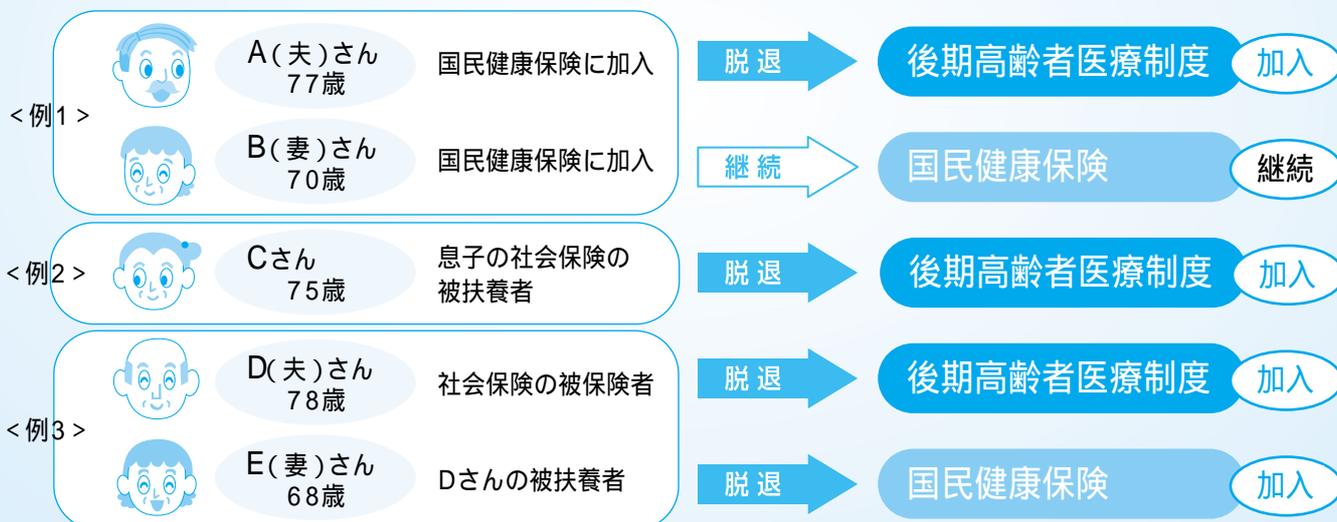
<例3> D(夫)さん78歳、E(妻)さん68歳で、現在、Dさんは社会保険の被保険者で、EさんはDさんの被扶養者の場合。

A! 75歳以上の方は、現在加入している保険や扶養関係を問わず、後期高齢者医療制度に加入となります。

また、<例3>のように現在、社会保険の夫が後期高齢者医療制度に加入した場合、妻は社会保険の被扶養者から外れ、国民健康保険に加入することになります。

【現在】

【平成20年4月から】



デンマーク料理にチャレンジ！

12月5日、月見の里学遊館でデンマーク料理ワークショップが開催されました。
デンマーク出身で磐田市在住の厚澤アンさんの指導のもと、参加した24人が調理に挑戦。いつもの家庭料理と

はちよっぴり違う北欧デンマークの味付けや調理方法を学びながら、ツナのハイ包みやデンマーク風ハンバーグ、レアアップルケーキなどデンマークの家庭料理を作り上げました。



できたよ！自分だけの丸凧

まるだこ

11月29日と12月4日、今井小学校の6年生41人が袋井丸凧保存会の協力のもと、丸凧作りに取り組みました。
地域の伝統文化を知る総合学習の一環として行われ、和紙に日本をテーマにした絵を描き、竹の骨組みにはった

り、バランスに気を付けて糸目をつけたりして、自分だけのオリジナル丸凧を作りました。
完成した丸凧は早速、校庭で試験飛行。児童たちは大空高く揚がる丸凧に歓声を上げていました。



地震に備えて防災訓練

「防災の日」の12月2日、大規模地震の発生を想定した防災訓練が市内各地で行われました。
大野市内の工場広場では、浅羽南公民館管内の自主防災隊ら460人が参

加して合同防災訓練を展開。津波に備えた避難誘導や負傷者の救護演習、小・中学生によるパケツリレーや炊き出しなどの訓練を行い、いざという時の備えを確認しました。



地元のそばに「おかわり」の行列

11月28日、三川幼稚園で地域のそば打ち名人寺田修司さん（見取）によるそば打ち実演が行われました。
食育の一環として毎年行われているもので、園児たちは名人の手によっていろいろな形に変わっていくそばの生

地や包丁さばきを興味深そうに見つめていました。
実演後には出来立てのそばが振る舞われ、園児たちは「そば打ちすこかつたね」「おいしいね」と何杯もおかわりをしていました。



病院だより

掛川市・袋井市新病院建設協議会を開催

12月26日、掛川市内で袋井市と掛川市による新病院建設に向けた第1回目の協議会が開催され、協議会の運営規約や協議項目、協議スケジュールなどが審議されました。

今後は、新病院の将来像や規模、建設場所、建設時期など具体的な協議が進められます。協議会委員には次の36人の皆さんが選出されています。

第2回協議会開催予定

日時 2月1日(金) 午後2時
場所 袋井市総合センター4階

掛川市・袋井市新病院建設協議会委員(敬称略)

選出区分	氏名	役職等
市長	原田 英之	袋井市長
市議員	戸塚 進也	掛川市長
市議員	杉井 征夫	袋井市議会議長
市議員	鳥井 昌彦	掛川市議会議長
市議員	永田 勝美	袋井市議会議員
市議員	大庭 通嘉	袋井市議会議員
市議員	浅田 二郎	袋井市議会議員
市議員	加藤 一司	袋井市議会議員
市議員	鈴木 治弘	掛川市議会議員
市議員	堀内 武治	掛川市議会議員

選出区分	氏名	役職等
病院長	小早川 雅洋	袋井市立袋井市民病院院長
看護部長	五島 一征	掛川市立総合病院院長
医師会	立石 眞弓	袋井市立袋井市民病院看護部長
歯科医師会	松井ともし	掛川市立総合病院看護部長
薬剤師会	徳永 宏司	磐周医師会長
経済界	菅沼 明人	小笠医師会長
市民代表	内田 保	磐周歯科医師会袋井支部代表
有識者	岡田 美夫	小笠掛川歯科医師会長
	田代 隆久	袋井薬剤師会長
	増田 祥典	静岡県薬剤師会小笠支部長
	高橋 芳康	袋井市
	仁科 雅夫	掛川市
	早川 清志	掛川市
	永田 信子	袋井市
	村上 作之	掛川市
	武田 和子	掛川市
	寺尾 俊彦	浜松医科大学長
	松尾 清一	名古屋大学医学部附属病院院長
	佐古 伊康	財しずおか健康長寿財団理事長
	上島 清介	福静岡県社会福祉協議会長
	小山 秀夫	静岡県立大学経営情報学部長
	川野 良子	東京女子医科大学病院副院長看護部長
	見野 孝子	NPOライフケア浜松理事長
	藁科 一仁	静岡県厚生部長
	林 敬	静岡県厚生部理事
	木村 雅芳	静岡県西部保健所長

市民病院管理課
企画政策室
☎43-2511(代表)

国保ガイド

申請により払い戻される療養費や移送費があります



療養費の払い戻し

次のような場合に当てはまる場合、支払った医療費の払い戻しが受けられます。医療費はいったん全額自己負担となりますが、後日、国民健康保険(国保)で審査し、決定した額が自己負担割合に応じて払い戻されます。

対象 不慮の事故や旅先で急病になり、保険証を持たずに診療を受けた時
輸血を受けた時の血液代 コルセツトなどの補装具代 はり、きゅう、マッサージなどの施術料 高齢受給者証(1割)をお持ちの方で、受給者証を医療機関の窓口で提示しなかったなどの理由により3割負担した場合の差額

は医師が必要と認めた場合のみ払い戻しされます。

持ち物 認め印(朱肉を使う印)、国保の保険証、領収書、口座番号の分かるもの(ゆうちょ銀行の口座は除く)、診療(施術)明細書、医師の証明など



移送費の払い戻し

入院や転院の際、歩行困難などの理由でやむを得ずタクシーなどを利用した場合、保険者の承認に基づき移送費が支給されます。移送費は一時的に自分で支払いますが、後日、国保で審査し、決定した額が払い戻されます。

対象 移送の目的である療養が保険診療として適切である場合 患者が療養の原因である病気やけがにより移動が困難である場合 緊急・その他、やむを得ない場合

通常の診療・通院にかかる交通費は支給対象外です。

持ち物 認め印(朱肉を使う印)、国保の保険証、移送にかかった費用の領収書(移送区間や距離の分かるもの)、口座番号の分かるもの(ゆうちょ銀行の口座は除く)、医師の見書(移送を認めた理由、付き添いがあった場合はその付き添いが必要な理由、移送経路・移送方法や移送年月日) 移送費は、最も経済的な通常の移送経路や移送方法を基に算定されます。

市民課国保年金係

☎443113 市民サービス課市民サービス係 ☎239212

防災犯安 安全

ひとくちメモ

防災まめ知識

伝言ダイヤルが体験できます

毎月1日と1月1日～3日は24時間、防災とボランティア週間の1月15日～21日、防災週間の8月30日～9月5日は、午前9時から午後5時まで災害用伝言ダイヤル「171」を体験利用できます。

【災害伝言ダイヤル「171」を「存じですか」】



災害用伝言ダイヤルは、地震など災害の発生により、電話がつながりにくい状況になった時に被災地の皆さんの安否情報を提供する声の伝言板です。

災害用伝言ダイヤルを使って声を録音し、それを遠方の家族や知人などが聞くことで連絡を取り合うことができます。

災害伝言ダイヤル提供開始時期

- ・震度6弱以上の地震が発生した時
- ・災害など発生により電話が相当混み合った時
- ・警戒宣言発令後、状況に応じて提供



④ N T T 西日本静岡支店災害対策室
054 205 9122

対象の電話 被災地内の自宅・会社の N T T 電話番号
利用可能な電話 N T T の電話、公衆電話、ひかり電話、携帯電話、PHS (ダイヤル式電話は利用できません)
利用方法 電話機で171をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。
伝言録音時間 1伝言30秒以内
伝言保存時間 2日間(48時間)



Let's Enjoy EcoLife

エコ ライフ

～あなたも省エネに挑戦！～

④ 環境政策課環境企画係 ☎44-3135

「省エネルギーコンテスト」ホームページ
<http://www.eccj.or.jp/contest08/>



「省エネコンテスト」に参加しよう！
(財)省エネルギーセンターでは、日常生活の中の工夫による省エネ活動実践の「省エネコンテスト」参加者を募集しています。

この機会にコンテストに参加して省エネ活動を実践し、自慢のアイデアや知ってほしい活動とその成果を披露してみませんか。

参加部門 家庭部門、学校・グループ

実施期間 1月1日(火)～3月31日(月)の間に2週間以上の省エネ活動

申込方法 申込方法やコンテストの詳細は、(財)省エネルギーセンター「省エネルギーコンテスト」のホームページを参照してください。

評価の対象となるエネルギーは、電気・ガス・灯油・ガソリンです。各家庭やグループで機器の使用や車の運転方法などを工夫してみましょう。コンテスト終了後に、実践した省エネ活動の内容とその成果(エネルギー使用量データ)を報告すると、優秀者が選定され、表彰されます。

「省エネナビ」を利用しよう！
コンテストに参加する方で、希望する方には、家庭での消費電力量が分かる「省エネナビ」を3月まで無償で提供します(台数限定のため、先着順での提供)。

省エネナビを利用する方は、利用期間中のデータを省エネルギーセンターに送る必要があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

()省エネナビ…電気を計測する「計測器」と計測した電気を表示する「表示器」で構成する装置です。省エネ活動の成果が家庭内ですぐに確認できます。



男女共同参画

ひとかがやく男女になるために



輝く自分を発見する「わいわいフェスティバル」

男女共同参画を推進し、誰もがいきいきと輝けるまちを目指して開催する「みんな輝こう！わいわいフェスティバル」の実行委員長である金原清さん（浅岡下）と副委員長の飯田せつ子さん（諸井）にお話を伺いました。

「無理せず、自分らしく」

「男性だから」ということではなく、協力し合い、できる人ができることをするという当たり前のことが男女共同参画の原点ではないでしょうか。私も家では、何でもやっていますよ」と語る金原さん。

「男女共同参画という言葉は硬いですが、1人ひとりが大切にされる社会、チャンスがあれば、誰でも力を発揮できる社会を目指しています。男女共同参画について、1人が100歩進むのではなく、100人が1歩進むことができるイベントになればうれしいです。そのためにも、たくさんの方の皆さんの参加をお待ちしています」と飯田さんは語ります。



金原清さん



飯田せつ子さん

「何かに気付いたり、発見したりするきっかけ」

「今回のイベントは、幼稚園・保育園のお子さんから大人の方まで、たくさんの方々に楽しんでいただける内容です。イベントに参加することで、何かに気付いたり、新しい自分を発見したりして、少しでも男女共同参画について考える機会になってほしいです」と2人は語ってくれました。

「みんな輝こう！」

わいわいフェスティバル

日 2月3日(日)
時 午前9時30分～午後2時30分
所 浅羽会館

詳しくは本紙1月15日号の「おでかけスポット」でお知らせします。

男女共同参画とは

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、家庭で、地域で、学校で、職場で、それぞれの個性と能力を発揮できることです。

☎ 地域振興課協働共生推進係
☎ 44-3116

市政 Q&A

市政に関する疑問・質問にお答えします。

Q? お風呂にバリアフリーの改修工事をする、固定資産税が減額されると聞きました。どのような手続きが必要ですか。

A! 平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸は除く）のうち、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに、補助金などを除く自己負担額が30万円以上のバリアフリー改修工事を行った場合に減額します。減額割合 床面積100㎡までの翌年度分固定資産税の3分の1（都市計画税は除く）

居住者要件 65歳以上の高齢者、要介護認定または、要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する既存住宅

対象となるバリアフリー改修工事 廊下などの拡幅、階段のこつ配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、出入り口の戸の改良、床表面の滑り止め
申請方法 市役所2階税務課資産税係にある申請書に必要事項を記入し、バリアフリー改修工事完了後3か月以内に工事明細書（見積書・領収書の写

し、改修工事の施工図）や改修前と改修後の写真を添付して、申請してください。
税務課資産税係
☎ 44 3110

Q? 国民年金保険料は税金の申告をする時の控除になるのでしょか。

A! 平成19年中に支払った国民年金保険料は、平成19年分の税金の申告をする時に、社会保険料として控除することができます。本人分だけではなく、生計を同じにする家族の社会保険料を支払った場合も控除の対象になります。

申告には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。社会保険料から郵送された控除証明書を申告書に添付して、申告してください。

社会保険料控除証明書に関することは、年金ダイヤル ☎ 0570 009911 または、☎ 045 3261840へお問い合わせください。

市民課国保年金係
☎ 44 3113
税務課市民税係
☎ 44 3109



登山ハイキング教室で達成感を味わいました！

「袋井山の会で、たはらアルプスを歩きました。稲荷山・庄十山・赤松山・不動岳・藤尾山・中西山・滝頭山・衣笠山と地図で位置を確かめながら、元氣よく歩きました」 袋井山の会 鈴木ひとみさん 深見東

みんなの ひろば



お便りお待ちしております！

地域やサークルの行事、お気に入りの写真や子どもの写真などを郵送してください。

写真にはタイトル、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、電話番号、自治会名を書き添えてください。

送り先 〒437-8666 袋井市役所
秘書広報課広報広聴係



少しおすまし 七五三

左から伴野優奈ちゃん(3歳)、翔大ちゃん(5歳)、雅空ちゃん(1歳) 方丈



親子でニッコリ

左から荒浪結守ちゃん(1歳)、晋弥さん 川井西第一



僕も仲間入り！優しいお姉ちゃん達に囲まれて
左から前田千夏ちゃん(3歳)、琴音ちゃん(5歳)、篤ちゃん(7か月) 可睡



旭町自治会30周年！

「11月17日、旭町自治会創立30周年・旭栄車落慶20周年の記念式典を開催しました。市民吹奏楽団や七福神踊りのアトラクション、もち投げ、屋台引き回しなど、町民ごぞつてのお祝いとなりました」 旭町自治会

担当地区	氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号
鷲巣上	高橋 洋子	42-2034	浅名北部	渡辺 加代	23-3073
鷲巣下	山本 寛	42-8424	浅名中部	梅原 葉子	23-6107
可睡・北町	中山 浩	42-4789	浅名南部	大石 健	23-3599
上久能	藤田 淳	42-5784	豊住	館石 好則	23-3143
上久能	鈴木 洋子	42-5781	長溝上・長溝下	寺田 円	23-7323
中久能	寺田 昂	42-5816	浅岡上・浅岡下	太田 孝子	23-2782
下久能・天神町	鈴木 敏博	43-9714	中・風の街	藤原 富子	23-5471
堀越上(1~3、8~14、16班)	丹後 則子	42-0203	富里上・富里中	福井 啓之	23-6926
堀越上(4~7、15、17、18班)	原 睦雄	43-2402	富里下	溝口 詮	23-5231
堀越中	棚橋 弘	43-0806	浅羽一色・西ヶ崎	竹原 桂	23-2839
堀越一丁目	村松 伊津	42-0687	新堀・梅山の一部	戸塚 謠子	23-5764
堀越二丁目	筒井 光陽	43-3635	梅山	近藤 重雄	23-4333
堀越三丁目	山本 克宏	42-3422	松原(東・中組)	原田 教司	23-4728
堀越五丁目	嶋 良平	42-4892	初越・松原(西組)	原 利秋	23-2753
山科上・山科下	山田 宗男	42-2812	中新田	國分 通	23-3306
田町一丁目	野田 節子	43-2200	大野	浅岡 芳郎	23-2120
田町二丁目	西谷 むつ子	42-7530	東同笠	阿部 雅子	23-2128
泉町	持山 昌久	42-0488	西同笠	森下 成子	23-6638
葵町	山崎 信子	43-3176	太郎助	安間 幸甫	23-2525
旭町一丁目	大村 徳雄	44-1666	湊東	武田 鈴代	23-4483
旭町二丁目	大場 明夫	42-4419	湊中	石垣 宏子	23-2341
諸井北部	西尾 正義	23-5870	湊西	寺田 早苗	23-4429
諸井中部	鈴木 丈夫	23-1172			
諸井南部	久保田 賀壽子	23-2685	主任児童委員		
諸井西部	杉野 厚子	23-7308	担当地区	氏名	電話
浅羽中部・市営住宅	高柳 建	23-2713	今井・三川・上山梨・	西村 淳子	49-1228
浅羽北部	鈴木 利周	23-2718	下山梨・宇刈	鈴木 ひろみ	49-0360
浅羽西部	田中 勝臣	23-2938	袋井・川井・袋井西・田原・	鈴木 裕子	42-8625
浅羽東部	大石 和子	23-2158	方丈・袋井東一・袋井東二	井上 眞澄	44-3585
浅羽中部・一部東部	荒木 益代	23-7426	駅前・高尾・高南・豊沢・	金原 則子	42-0574
浅羽山の手	戸塚 理光	23-5363	愛野・笠原	鈴木 雅代	42-0376
浅羽後谷田(雇用促進)	岸元 恭二	090-4402-8623	袋井北・袋井北四町	塚本 恵子	43-3954
浅羽南	松本 勝	23-5800	浅羽北・浅羽西・	中山 照代	43-2969
浅羽南	吉田 雅幸	23-2603	浅羽東・浅羽南	岡本 加余子	23-7463
浅名(岡山含む)	川上 和佳	23-3147		選任中	選任中

民生委員・児童委員とは

地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行います。

民生委員法により、厚生労働大臣から委嘱されています。

< 民生委員・児童委員の活動 >

- 社会調査(地域におけるアンテナ的役割) 相談(地域における世話的役割)
- 情報提供(地域における告知板的役割) 連絡通報(地域におけるパイプ的役割)
- 調整(地域における潤滑油的役割) 生活支援(地域における支援的役割)
- 意見具申(地域における代弁者的役割)



新しい民生委員・児童委員を紹介します

新しい民生委員・児童委員140人（主任児童委員9人を含む）が決まりました。任期は、平成19年12月1日から3年間です。民生委員・児童委員は、特に子どもや高齢者、障害のある方、母子家庭の方などの様々な相談に応じます。

主任児童委員は、民生委員・児童委員と協力し、児童の健全育成や子育てに関する情報の提供、子育て支援などを行います。お気軽にご相談ください。

㊟しあわせ推進課社会福祉係 ☎44-3119

民生委員・児童委員

担当地区	氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号
深見北・深見南・深見東	内藤 晴夫	49-0923	久津部西	安間 邦子	42-2850
太田・太田東・太田南	中山 喜一	42-5041	久津部東	鈴木 恵美子	42-0082
太田西・延久	本多 よう子	42-1548	名栗北原川	三浦 晴示	43-5244
横井・徳光・小山	安間 忠男	42-2754	不入斗・菅ヶ谷	櫻尾 進	43-7266
見取・大谷	太田 有一	48-7867	久津部北	浅見 俊裕	43-7029
友永・萱間	太田 みさ子	48-8704	村松上・村松下	山崎 浩	42-8308
川会・山田	村松 正道	48-6998	村松西	田中 武次	42-3089
上町	両角 和子	48-6544	西通	岡田 恒雄	42-1225
中町・沖山梨	小原 恵子	48-6033	東通	桑原 陽平	42-5701
下町	杉山 明生	49-0825	栄町	横山 眞也	42-7457
月見町	小野田 浩子	48-6512	睦町	中村 ふじ	42-0905
入古・金屋敷	青山 美智子	48-6411	掛之上	野田 勲	42-5707
下山梨上	佐藤 勝	48-8083	田端	平出 寔	42-6444
下山梨下(1-7、9-11、25-29、31-37、41、42班)	高柳 輝枝	48-6602	下地	鈴木 二三代	42-6706
下山梨下(8、12-24、30、38-40班)	山下 康樹	48-7310	三門町・山名町	鈴木 厚	42-3922
平宇	山田 正八	48-8441	大門一・二丁目	木野 美津子	43-5984
春岡(7~11、22~25、28班)	鈴木 誠	48-6195	大門三・五丁目	大須賀 美智子	42-6707
春岡(1~6、12-21、26、27、29~37班)	山本 鉄弥	48-7918	柳原	鈴木 啓之	42-5555
可睡の杜南	伊藤 克己	49-1992	南町	門名 親宏	42-6070
一色・宇刈三沢	山内 正夫	48-8248	青木町・高尾台	鈴木 正人	42-2583
馬ヶ谷・中村・大日	三浦 さとよ	48-7608	青木町・高尾台	内山 純多嘉	43-3673
新町	鈴木 宰子	42-7559	青木町・高尾台	増田 秀夫	42-5395
中央・本町・永楽町	安間 美津子	42-8816	小川町	渡 眞紀	43-3598
川井東	香田 鉄夫	42-4476	清水町	瀧下 邦子	42-7721
川井中	鈴木 みさ子	43-2636	砂本町	板倉 達雄	42-8264
川井西第1	村山 一幸	43-8868	神長南	内山 隆司	42-9761
川井西第2	高木 貞夫	42-8550	神長中・神長北	住谷 正子	42-6846
木原	鈴木 哲夫	42-7318	宝野・大通	浅井 好人	42-0315
土橋・西田	松下 劔二郎	42-7056	菩提・法多	鈴木 孝枝	42-3627
上新池・下新池	池端 良子	42-7355	上石野・下石野	窪野 政子	42-2786
松袋井・彦島	兼子 しづ子	42-4836	祢宜弥	戸倉 広行	42-8651
方丈東	松尾 美佐子	42-8006	山田川・寺前	野田 和夫	44-6558
方丈中・方丈西	平出 啓子	44-2046	小野田	山下 四郎	42-6051
方丈南・方丈北	松下 博志	43-2295	五十岡・上区	戸塚 菜子	23-5084
上貫名	石川 睦夫	42-6719	西区・東区・下区	芝田 操	23-2465
下貫名	田中 虎男	42-1578	三沢・柏木	小久江 弘子	23-6826
新屋	植田 勝美	42-9303	南区・三輪	小久江 洋	23-2442

農村景観風景画・写真コンクール入賞おめでとうございます

☎ 農政課農政企画係 ☎ 44-3133

【風景画の部】

市長賞

メロンの受粉



高橋笑子（笠原小4）

農業委員会長賞

茶



沼野裕行（袋井南中3）

入選 山下達也（袋井南中2）、松田亜侑美（袋井南中2）、寺澤弘真（今井小5）、中山寛章（袋井南小5）、田中美帆（袋井西小6）
佳作 金原莉沙（袋井南中3）、鈴木大助（袋井中3）、大石侑史（浅羽北小3）、今井千豊（山名小4）、森愛紀子（袋井西小6）、大石愛莉（袋井南小1）、大場友梨香（袋井西小5）、鈴木豪（袋井南中3）（敬称略）

【写真の部】

市長賞

肥料を運ぶじいじ



つるが 敦賀七海（袋井東小6）

農業委員会長賞

今日はとってもいい天気



宇津山真季（笠原小5）

入選 大塚彬冬（山名小3）、柴本成美（袋井東小6）、高橋慶好（山名小3）、夏目真帆（笠原小3）、村田博美（柏木）
佳作 川合和輝（高南小6）、萩原華乃（笠原小2）、石川安澄（山名小2）、鈴木沙奈（笠原小3）、芝田棕（笠原小1）、西尾芹香（袋井西小2）、松家葵（三川小2）、寺井智哉（袋井東小2）（敬称略）

優秀作品は、1月23日(水)から31日(木)まで、市役所2階市民ギャラリーで展示します。

おむつ代の医療費控除用の書類を発行します

市役所が発行した確認書を添付すれば、所得の申告でおむつ代が医療費控除の対象として認められます。
対象 次のすべてに当てはまる方
 おむつ代の医療費控除を受けるのが連続して2年目以降の方
 平成19年中に作成した介護保険主治意見書()の日常生活自立度が「B1」「B2」「C1」「C2」のいずれかで、尿失禁の可能性がある方
 ()「介護保険被保険者証」に記載されている認定の有効期間が13か月以上の方は、平成18年中に作成された意見書

持ち物 介護保険被保険者証

申込方法 市役所1階いきいき長寿課 介護保険係または、支所1階市民サービス課市民福祉係にある申請書に必要事項を記入して、お申し込みください(内容を審査し、後日確認書を郵送します)。

初めておむつ代の医療費控除の申告をする場合... 医師に「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。その証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付してください。

☎④ いきいき長寿課介護保険係
 ☎44-3152
 市民サービス課市民福祉係
 ☎23-9213

償却資産(固定資産税)は早めに申告しましょう

1月1日現在、市内に事業用の資産(土地・家屋は除く)を所有または、貸与している方は、償却資産の申告を行ってください。

償却資産とは、事業を営むために持っている機械や工具、備品、構築物などです。

提出書類 償却資産申告書(緑)、種類別明細書(緑・赤)

申告期限 1月31日(木)

☎④ 税務課資産税係 ☎44-3110

税務職員を装った

不審な電話にご注意ください!

税務職員を装い「還付される税金があるので、折り返し国税局あて(フリーダイヤル0120-***)に電話してください」という電話をかけ、折り返し電話すると、言葉巧みにキャッシュコーナー(ATM)まで誘導し、振り込みを行わせる手口の振り込め詐欺が発生しています。

税務署や国税局では、フリーダイヤルの電話を設置していません。還付金受け取りのためにATMの操作をさせることはありません。また、納税のために、金融機関の口座を指定して振り込みをさせることもありません。

確定申告が始まりますので、「振り込め詐欺」には、十分ご注意ください。不審な電話があった場合は、税務署までお問い合わせください。

☎ 磐田税務署 ☎32-6111 (自動音声案内です。「2」を押してください)



障害者控除用の書類を発行します

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、市役所が発行した認定書を添付すれば、所得の申告で市県民税・所得税の障害者控除を受けることができます。

対象 市内在住で、医師の意見書で「6か月以上寝たきり」または、「認知症」と確認できる65歳以上の方
申込方法 市役所1階いきいき長寿課長寿福祉係または、支所1階市民サービス課市民福祉係にある申請書に必要事項を記入して、お申し込みください(内容を審査し、約1週間後に認定書を郵送します)。

☎④ いきいき長寿課長寿福祉係
 ☎44-3121
 ④ 市民サービス課市民福祉係
 ☎23-9213



静岡県の最低賃金をお知らせします

使用者が労働者に支払う最低賃金額は法律で定められています(都道府県により金額は異なります)。パート・アルバイトを問わず、働く方すべてに適用されます。最低賃金額には、特定の産業の労働者に適用される「産業別最低賃金」もあります。

地域別最低賃金	最低賃金額
静岡県	697円/時間
産業別	最低賃金額
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース、工業用ゴム製品製造業	764円/時間
鉄鋼、非鉄金属製造業	790円/時間
一般・輸送用機械器具製造業	798円/時間
電気・情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	773円/時間
各種商品小売業	756円/時間
パルプ、紙、加工紙製造業	744円/時間 5,952円/日

☎ 静岡労働局労働基準部賃金室
 ☎054-254-6315

確定申告説明会を行います

税務署職員が確定申告書の書き方を説明し、本人に申告書を作成していただきます。
説明会終了後、確定申告書を提出できます。
駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。

<住宅借入金等特別控除の説明会>

日 1月29日(火)・30日(水)
時 午前の部...午前9時30分～11時30分
午後の部...午後1時30分～3時30分
(途中入場はできません。開始時間までにお越しください)
所 総合センター4階大会議室



対象 住宅ローンなどを利用して、平成19年中にマイホームを新築、購入、増改築し、その住宅に住んでいる方
持ち物 平成19年分源泉徴収票(コピー不可)、住民票の写し(平成20年1月1日以降に交付を受けたもの)、建物の登記簿謄本(法務局で発行、登記済権利証のコピーは不可。住宅を取得するために土地も取得した方は、土地の登記簿謄本も必要)、工事請負契約書(建売住宅・マンションは売買契約書。住宅を取得するために土地も取得した方は、土地の売買契約書)のコピー、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(金融機関などで発行、コピー不可)、認め印、電卓、筆記用具、還付金の振込先が分かるもの(本人名義の通帳など)
増改築の場合は、別途、建築確認通知書、検査済証のコピーまたは、建築士などが交付する増改築等工事証明書(コピー不可)が必要となります。

<年金受給者のための説明会>

<総合センター4階大会議室>
日 1月31日(木)
時 午前の部...午前9時30分～11時30分
午後の部...午後1時30分～3時30分
(途中入場はできません。開始時間までにお越しください)
定員 150人程度

<市役所3階301会議室>
日 2月1日(金)
時 午前の部...午前9時30分～11時30分
午後の部...午後1時30分～3時30分
(開場は午前9時20分です。途中入場はできません。開始時間までにお越しください)
定員 50人程度

対象 所得税の確定申告が必要な方

持ち物 平成19年分の公的年金や給与の源泉徴収票(コピー不可)、生命・地震保険料控除(旧長期損害保険料控除)証明書(コピー不可)、国民健康保険税・介護保険料など社会保険料の年間支払額が分かるもの、認め印、電卓、筆記用具、還付金の振込先が分かるもの(本人名義の通帳など)

確定申告書の書き方などは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)でも案内しています。

<同時に医療費控除を受けようとする場合>

平成19年中に支払った医療費の領収書(コピー不可)、医療費の補てんがある方は、補てんされた額が分かる明細書などをお持ちください(領収書の集計をしてきてください)。



☎ 磐田税務署 ☎ 32-6111 (自動音声案内です。住宅借入金等特別控除や年金等の一般的な税金の相談は「1」、説明会の開催に関する問い合わせは「2」を押してください)

市役所の市民ギャラリー に展示しませんか

市役所2階の市民ギャラリー(約50㎡)に作品を展示する団体や個人を募集します。

展示期間 4月～平成21年3月のうち
～のいずれか10日間(12月と平成21年1月は9日間になります)

1日～10日、11日～20日、
21日～月末

展示内容 陶芸、手芸、民芸、写真、
絵画など(販売はできません)

募集数 36団体程度(申し込み多数
の場合は調整します)

対象 市内の団体や個人など

申込方法 はがきまたは、ファクス、
Eメール、電話で展示希望期間(第3
希望まで)展示内容、展示予定点数、
使用責任者の住所、氏名、電話番号
をお申し込みください。

申込締切 2月15日(金)必着

☎☎秘書広報課広報広聴係

☎44-3104 FAX44-3150

〒437-8666 袋井市役所

✉ hisyo@city.fukuroi.shizuoka.jp

太田川ダム湖の 名付け親になりませんか

森町亀久保で建設中の太田川ダムの
ダム湖の名前を募集しています。完
成すると富士五湖の一つである精進
湖くらいの大きさになります。

応募資格 県内在住・在勤・在学の方

応募方法 はがきまたは、ファクス、
Eメールで 新しい湖の名称 名称
の読み方 名称を選んだ理由(20
文字程度) 氏名 氏名のふりがな
年齢 郵便番号 住所 電話番号
学校名、勤務先を記入して、応募
してください。

応募締切 2月29日(金)消印有効

平成20年秋ごろ、発表予定です。

☎☎県太田川ダム建設事務所

☎85-2025 FAX85-0885

〒437-0215 森町森1582-1

✉ otagawa-kouji@pref.shizuoka.lg.jp

お知らせ news



子育てサポートキャラバン 「くるクル」が巡回中です

お近くの公民館や公会堂に子育ての
指導員が遊具やおもちゃを持って訪
問する子育てサポートキャラバン
「くるクル」が巡回中です。

子育て中のお父さん・お母さんやお
じいちゃん・おばあちゃんが集える
場所です。

日程

日	所
1月16日(水)	三川公民館
17日(木)	宇刈いきいきセンター
18日(金)	浅羽東公民館
21日(月)	浅羽保健センター
22日(火)	今井公民館
23日(水)	袋井東公民館
24日(木)	袋井西公民館
25日(金)	浅羽南公民館
28日(月)	方丈ふれあい会館
29日(火)	笠原公民館
30日(水)	三川公民館
31日(木)	宇刈いきいきセンター

時 午前10時～午後4時

対象 就学前のお子さんとその保護者
費用 無料

申し込みは不要です。直接、会場へ
お越しください。

☎明和第二保育園 ☎43-8488

しあわせ推進課子ども係

☎44-3120

夜間救急当番医の変更

1月11日(金)と23日(水)の夜間当
番医(外科系)が変わりました。

<1月11日(金)> 午後5時～午後10時
渡辺整形外科 ☎43-7111

<1月23日(水)> 午後5時～午後10時
栗田眼科医院 ☎43-0120

☎磐周医師会 ☎49-4545

厚生労働大臣表彰 おめでとうございます

栄養士として、長年にわたり、栄養
指導業務に尽力した功績が評価さ
れ、大角恵子さん(山田)が「厚生
労働大臣表彰」を受賞されました。

☎健康づくり政策課健康企画室

☎44-3138

統計功労者表彰 おめでとうございます

統計調査に尽力した功績が認められ、
統計功労者表彰を受賞されました。

統計功労知事褒賞

浅井保子さん(清水町)

県統計協会統計功労者表彰

朝倉公子さん(神長南) 石川きぬ

よさん(浅名) 坂本陽子さん(堀

越中) 高木通世さん(木原) 山本

啓子さん(宝野)

経済産業大臣表彰

高橋照子さん(下町)

厚生労働大臣表彰

NSKワナー株式会社

経済産業省所管統計調査功労統計調

査員感謝状

石上美穂子さん(堀越中)、芝田節

子さん(西区) 鈴木榮子さん(堀

越二丁目) 高部二三枝さん(睦町)

村松こず江さん(馬ヶ谷)

☎企画政策課企画係 ☎44-3105

統計グラフコンクール 入賞おめでとうございます

<県統計グラフコンクール>

県知事賞 大場智絵さん(周南中2
年)

県教育長賞 榎土開さん(袋井西小
6年) 兼子聖さん(袋井南中3年)

佳作 永井渚さん(袋井西小4年)

<統計グラフ全国コンクール>

佳作 大場智絵さん(周南中2年)
兼子聖さん(袋井南中3年)

☎企画政策課企画係 ☎44-3105

市民環境ネットふくろい 環境講演会

自然環境・生活環境などの環境活動に取り組んでいる「市民環境ネットふくろい」の設立1周年を記念して、環境講演会を行います。

日 1月27日(日)

時 午後1時30分～3時30分

所 総合センター4階大会議室

演題 地域の自然に向けたまなざしを育てる～袋井の自然環境を守るために～

講師 山田辰美さん(富士常葉大学環境防災学部教授)

対象 どなたでも

定員 200人(先着順)

入場料 無料

申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

☎市民環境ネットふくろい事務局
(環境政策課環境企画係) ☎44-3135



講座 lecture



協働まちづくり ステップアップセミナー

「減災」をテーマに、命を守るために東海地震にどう備えるか、みんなで話し合しましょう。

日 1月17日(木)

時 午後7時～9時

所 協働まちづくりセンター「ふらっと」

対象 市内在住・在勤の方

定員 30人

受講料 無料

申込方法 事前

にファクスで住所、氏名、電話番号をお申し込みください。

☎☎ふらっと運営会議

☎FAX43-6315



相談 consultation



就職に関する相談

日 1月23日(水)、2月27日(水)、3月26日(水)

時 午前9時30分～
正午、午後1時30分～4時

所 サンライフ袋井
2階会議室

(袋井市上山梨95-1)

内容 専門の就職サポーターが職業適性検査を行い、その結果に基づき、個別の就職相談を行います。

対象 初めて就職しようとする方、再就職を目指す方

定員 午前・午後各2人(先着順)

相談料 無料

申込方法 事前に電話で住所、氏名、電話番号、希望する日時をお申し込みください。

☎☎商工課商業労政係 ☎44-3136



無料定例なんでも相談会

弁護士、社会保険労務士、税理士など専門の相談員が相談に応じます。

日 1月17日(木)

時 午後1時30分～4時(1人当たり30分)

所 総合センター3階第1・2研修室

内容 法律、特許、融資、労務、雇用、税務、貿易、輸入、海外取引、年金などに関すること

申込方法 1月17日(木)正午から、袋井商工会議所(総合センター1階)で整理券を配布します。

☎☎袋井商工会議所中小企業相談所

☎42-6151

募集 recruitment



市内の桜の見所を 教えてください



市内には桜の見所がたくさんあり、地域の方は知っていても、広く知られていない桜がまだまだあります。あなただけのとおきのおきの桜スポットや地域に愛されている桜、知る人ぞ知る桜の見所などの情報をお寄せください。

連絡方法 電話または、ファクス、Eメールで桜の名所などを教えてください。

お寄せいただいた情報をもとに、桜の開花時期に合わせて、市ホームページなどで紹介する予定です。

☎☎商工課観光振興係 ☎44-3156

FAX44-3179

✉shoukou@city.fukuroi.shizuoka.jp

袋井市花の会で 一緒に活動しませんか

仲間と花づくりを楽しみませんか。

対象 市内在住の方

活動内容 子どもたちとの植栽交流、会員研修、花壇植栽活動など

年会費 500円

入会方法 電話

で住所、氏名、

電話番号をお

申し込みください(随時受け付けています)

☎☎維持管理課公園緑地係(花の会

事務局) ☎44-3165



催し
event



エコパクロスカントリー大会を行います

小笠山総合運動公園の自然を体感できるクロスカントリーです。

日 2月9日(土) 雨天決行
時 受付午前8時20分～9時
所 エコパ

対象 小・中学生、
高校生、一般の方

スタート時刻・競技種目

午前9時10分...小
学生男子・女子2km

午前9時20分...中学生女子・高
校生女子3.3km 午前9時50分...中
学生男子・一般女子5km 午前10時
30分...高校生男子・一般男子8km

参加料 小・中学生、高校生...500
円 一般...1,000円

申込方法 市民体育館にある所定の申
込書に必要事項を記入して、参加料
を添えてお申し込みください(参加
料は郵便局で振り込みできます)。

申込締切 1月26日(土)午後5時

☎④市陸上競技協会(市民体育館内)

☎44-1731 袋井市泉町2-7



編集後記

皆さんは、大みそかに年越しそばを
食べますか?年越しそばの由来はい
くつもありますが、「細く長いそばに
あやかって長寿を願う」という説や
「そばが切れやすいことから、旧年の
苦労や災厄などを切り捨てる」とい
う説が一般的です。自分で打ったそ
ばならより縁起がいいかも...と一瞬
思いましたが、大掃除に追われ、そ
れどころじゃない年末になりそう
です。新しい年も皆さんにとって、素
敵な一年になりますように! 「川」

～袋井市・上山梨自治会連合会・パティオ・イオンが 合同防災訓練を行います～

<防災訓練に参加できます>

日 1月14日(月)成人の日

時 午前10時30分～午後0時45分

所 パティオ・ジャスコ袋井店駐車場

訓練内容 バルーンシェルター設置訓練、炊き
出し訓練、避難所開設訓練、応急救護訓練、
緊急物資搬入訓練、地震体験車での地震体験
など

事前の申し込みは、ジャスコ袋井店1階サー
ビスカウンターで受け付けています(当日参
加もできます)。

炊き込み御飯、豚汁の試食もできます。

☎④ジャスコ袋井店 ☎30-1111 ☎防災課防災係 ☎44-3108



フリーマーケット 「もったいないフェア」

日 2月3日(日)雨天中止

時 午前10時～午後3時

所 協働まちづくりセンター「ふらっ
と」駐車場

<出店者を募集します>

面積 2.5m×3m

区画数 20区画(先着順)

出店料 500円/区画

申込方法 ファクスで出品する主な
物、出品者の住所、氏名、電話番
号をお申し込みください。

申込期間 1月15日(火)～25日(金)

☎ふらっと運営会議事務局 山鳥さん

☎23-8186

④ふらっと運営会議 FAX43-6315

小動物慰霊祭

犬や猫などの小動物の霊を慰めるた
め、慰霊祭を行います。

日 1月28日(月)

時 午後2時～

所 福王寺(磐田市城之崎4-2722-1)

申し込みは不要です。

☎(社)県動物保護協会磐田支部

(磐田市環境衛生課) ☎37-4812

医師による肝臓病教室

袋井市民病院と掛川市立総合病院と
合同で肝臓病教室を行います。

日 1月26日(土)

時 午後2時～3時30分

所 掛川市立総合病院1階講義室

テーマ C型慢性肝炎・肝硬変症のイ
ンターフェロン療法

参加料 無料

申し込みは不要です。直接会場へお
越しください。

☎市民病院管理課 ☎43-2511(代表)

袋井養護学校で公開授業 を行います

小学部、中学部、高等部の授業を公
開します。

日 1月31日(木)

時 午前9時～11時

所 県立袋井養護学校

(袋井市高尾2753-1)

申込方法 事前に電話または、ファク
スで住所、氏名、電話番号をお申し
込みください。

☎④袋井養護学校 ☎43-6611

FAX43-6789



表紙のことは

1月1日号は、お正月らしい写真をお届けしようと、勤労青少年ホームの着付け講座に通う女性に振り袖を着てもらいました。

撮影したのは12月上旬。暖冬のせい、12月だというのに紅葉がとてもきれいで、紅葉を見に訪れるお客さんたちでにぎわっていました。紅葉と振り袖の2倍楽しめる撮影となりました。

市民の動き

人口 / 86,303人 (前月比+140人)

(外国人登録者4,070人含む)

男性 / 43,614人 (前月比+61人)

女性 / 42,689人 (前月比+79人)

世帯数 / 30,185世帯(前月比+94世帯)

平成19年12月1日現在



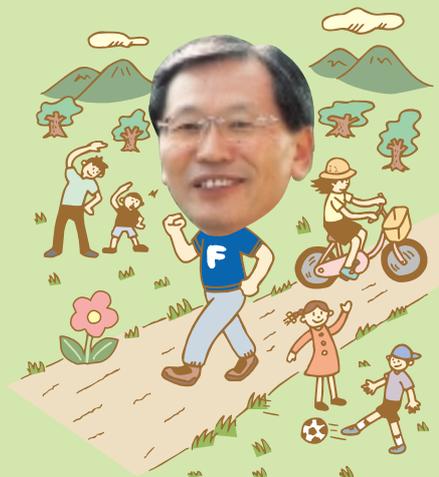
2008年(平成20年)1月1日発行 第67号

編集・発行 / 袋井市役所総務部秘書広報課広報広聴係 千437-8666
静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL 0538-43-2111(代表)
【ホームページ】
<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>
【携帯サイト】
<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/i/>
【Eメール】
hisyo@city.fukuroi.shizuoka.jp

原田市長の

さんぽみち

散歩道



新年明けまして、おめでとございます。
今年も拙文ですが「市長の散歩道」をよろしく願っています。
去年は、「ニセモノ」と「期限改ざん」騒ぎの年でした。1月の「不二家」の期限切れ牛乳でのシークリームから始まって、6月には「ミートホープ」の食肉偽装、8月に「白い恋人」の期限改ざんと北海道で食品関係の事件が連続して発生した。その後、10月上旬には、名古屋コーチン偽装、伊勢名物「赤福」の製造年月日の虚偽表示が発覚し、下旬には、大阪の一流料亭「船場吉兆」の消費期限改ざんと食材偽装が見つかり、11月には、本市に工場のある「ニチアス」で耐火性能偽装が発覚した。

「本物を選ぶ年」

理由は、業界の激しい競争に勝つため、利益を出すため、食中毒などの被害者は出ないからと様々であったが、共通しているのは、「自分だけ良ければ」という身勝手な考えに立っていることだ。
我が国は、終戦直後の一時期には、外貨稼ぎのために、安かろう悪かろうで輸出に精を出したこともあったが、今日では、国民の努力で、自動車をはじめ、家電品、衣料品、食料品に至るまで、その品質と安全性は世界中から全幅の信頼を得ている。それが日本人の質の高さへの評価にもつながっている。

今、これほど「ニセモノ」事件が頻発するのは、もちろん生産者にすべての責任があるが、いつの間にか私たち消費者にも、生活が豊かになった結果として、「スキ」が生じているのかもしれない。地に足のついていない生活で、ブランド品や有名品を求め、見た目の良い物を選び、自分で確かめず他人の評判で価値を決める習慣が身に付いてしまった。
今年は、本当に価値があるかを自分の目と舌と舌で決めることを心掛け、本物を見極める年にしたいと思う。幸い、袋井には優れた果物や野菜などがたくさんあるので、これを旬に食べ、運動をして、心身をいつも健康に保つて着実に一日一日を送ることがその要件の一つであるに違いない。